

兵ト発第 69 号

公告第 527 号

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の一般保険料率の変更について、平成30年2月16日 認可申請中のところ、平成30年2月19日付で認可を受けたので公告する。

変更内容

当組合の一般保険料率を千分の93.95から千分の98.85に変更し、平成30年3月1日（平成30年3月分保険料、ただし法第37条の規程による被保険者については平成30年4月分保険料）から実施する。

平成30年 2月20日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合

理 事 長 瀧 川 博 司